

## 前回審議会からの主な変更点（東西軸）

資料 1-1

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
1	ガイドライン p.2	共用空間の名称	「共用空間」では、代金を支払う人がテラス席を利用するなどの共用感を感じないケースもあるので名称を変更しても良いかもしれない。他事例では様々な表現を使用しているので、茨木市のオリジナルな表現にしてもよいと感じる。	独自性を考慮し、本市の目指したい空間像をより分かりやすく表現するという意図で、「共創空間」という表現に改めた。
2	ガイドライン p.5	将来像を実現する上で重視する4つの視点	基礎的な歩きやすさを支える「歩きやすい」がベースにあり、その上で「歩きたくなる」という流れが示せるとよいので、順序を変えてはどうか。	ご意見のとおりであり、「歩きやすい」視点が最初になるように順序を改めた。
3	ガイドライン p.5	将来像を実現する上で重視する4つの視点	「楽しめる」という表現が「歩きたくなる」と「歩き回りたくなる」に内包されている印象なので、4つの視点の構造をより明確にする方がよいと思われる。	視点ごとに内容は明確化すべきであるため、歩きたくなる要素をより明確な表現に改めたとともに4つの視点を明確に示したデザインに更新した。また、それに伴い、目指すべき将来像において、将来像の重要な要素である「歩きやすく、歩きたくなる」という表現を追記した。
4	ガイドライン p.6,14	自転車に関する記載	茨木市の特徴として自転車利用が多いので、ガイドラインには自転車に関する文言をもう少し記載してもらいたい。	自転車に関しては今後検討すべき重要なものであるため、補足説明にある今後の交通のあり方検討等において、自転車専用通行帯や自転車レーンといった「自転車通行空間の整備形態の選定」を追記した。
5	ガイドライン p.7,15	パースの表題	「将来像のパース」という表現よりは、将来像を目指す上でのポイントを散りばめたパースを表しているように思える。「将来像の実現のためのデザインのポイント」という題名はどうか。	ガイドラインでは将来像という表現が多く、このパースが将来像のイメージであることも打ち出したいため、「将来像のイメージとデザイン指針のポイント」に表現を改めた。
6	ガイドライン p.7	パースの明度	中央通りのパースが明るすぎるように感じる。	ご意見のとおりであり、パースの明るさを調整した。
7	ガイドライン p.9,16	歩道舗装の色彩のあり方	歩道舗装の色彩について、都会的な賑わいのある中央通りはグレー等の無彩色系、緑が多い東西通りではナチュラルな暖色系がふさわしい印象である。コンセプトに基づき、どういイメージで展開するのは専門家と相談して決めていただければと思う。	昨今の事例や技術革新、今後の道路空間再編等の検討を踏まえると、現段階においてどちらが良いとは一概には言えないためアスカラーか無彩色かを決め打ちしない方向とし、具体的な色彩の表現は控えつつ、それぞれの道路で個性を発揮させ、周辺の景観との調和を目指す内容に改めた。
8	ガイドライン p.9,16	デザイン指針における技術革新への対応等	昨今の情勢を踏まえ、「技術革新に対して積極的に検討する」といった文言をガイドラインに記載してもらいたい。また、メンテナンスのしやすさやコスト面に関する記載も検討してもらいたい。	趣旨に賛同するため、舗装材に関する内容において、「技術革新による新素材を積極的に検討する」を追記した。一方で、メンテナンス等については、舗装材に関する部分において記載済である。

## 前回審議会からの主な変更点（東西軸）

No	変更箇所	意見・質問		市の考え方(変更内容)
		概要	内容	
9	ガイドライン p.9	中央通りの街路樹	街路樹について、中央通りと東西通りの違いが分かるように、中央通りにも写真を載せた方がよい。	ご意見のとおりであり、中央通りにも事例写真を掲載した。
10	ガイドライン p.13,19	オープンスペースの確保の表現	セットバック空間について、「オープンスペースを確保することとします。」といったかなりしっかりとした表現であるが、文言として問題はないか。	景観計画との整合性等を考慮し、「原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保することとします。」に改めた。
11	ガイドライン p.13,20, 景観計画7章	建築物の緑化の表現	意図を明確化するのであれば緑化において、建築物の屋上緑化はあえて表現しない方がよいかもしれない。	ご意見のとおりであり、屋上緑化の表現は控え、「建築物では、壁面緑化等を推奨します。」に改めた。
12	ガイドライン p.15,20 景観計画7章	東西通りの沿道緑化	生垣はシャットアウト感があるので、低木に中木が混在する方が開放され、より目指したい景観が形成されると感じる。	ご意見を踏まえ、パースの生垣を低木に中木が混在するものに改めたとともに、東西通りの沿道緑化において、生垣という表現は控えた文言に改めた。
13	ガイドライン p.17	東西通りの街路樹	「樹葉が立派で存在感があるもの」という表現がふさわしいのか気になる。連続した並木とするならば一本一本に存在感を求めなくてもよく、樹容が洗練されていたり、街路樹による木漏れ日等があってもよいと感じる。	ご意見のとおりであり、「樹種は樹容が洗練され、木漏れ日が感じられる並木道の形成を基本とします。」に改めた。
14	ガイドライン p.21	ストリートデザイン調整会議のあり方	ストリートデザイン調整会議は沿道空間においても範囲が及ぶ方がよいと感じるので掲載の図を改良してはどうか。	デザインを検討する上で、道路と沿道の一体利用といった共創空間の利活用は考慮すべき内容であるため、調整会議が沿道空間にも範囲が及ぶような図や文言に改めた。なお、沿道空間の形成については調整会議での協議等を通じ、沿道空間の景観向上の重要性などの啓発を行い、地域主体の景観形成の仕組みづくりに繋げる予定である。
15	景観計画10章	景観重要公共施設の基本方針	河川や公園等の公共施設は、景観上重要な要素なので、従来の道路や河川、公園に対する基本方針は残しても良いと感じる。	ご意見のとおりであり、文言の統一等の表現を更新した上で、従来の基本方針を追記した。
16	景観計画10章	景観重要公共施設の整備に関する事項	街路樹が道路の付属物という認識が弱く、適切な維持管理がなされないケースがあるので、街路樹を明記した方がよい。	ご意見を踏まえて街路樹を追記し、「舗装や街路樹等の道路の付属物の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。」に表現を改めた。